

# 令和4年度第1回 大阪府成年後見制度利用促進研究会

令和4年9月26日  
大阪府福祉部地域福祉推進室地域福祉課



# 本日の流れ

## 1. 本研究会について

## 2. 国の動向

- (1) 第二期成年後見制度利用促進基本計画
- (2) 都道府県の役割

## 3. 大阪府域の現状

- (1) 制度利用の状況
- (2) 大阪府の体制整備状況
- (3) 制度利用ニーズ
- (4) 担い手の状況
- (5) 大阪府の現在の取組状況
- (6) 課題

## 4. 意見交換

- (1) 当事者団体より
- (2) 意見交換

# 1. 本研究会について

## 本研究会の目的

令和4年3月25日閣議決定された第二期成年後見制度利用促進基本計画において、都道府県による**担い手（市民後見人・法人後見実施団体）の育成の方針策定**が求められている。このため、大阪府における、課題の認識とその課題に対する取組の方向性の検討を行う。

令和4・5年度の研究会での意見交換を踏まえ



**令和5年度末 府方針策定予定**

(参考)

大阪府成年後見制度利用促進研究会 設置要綱

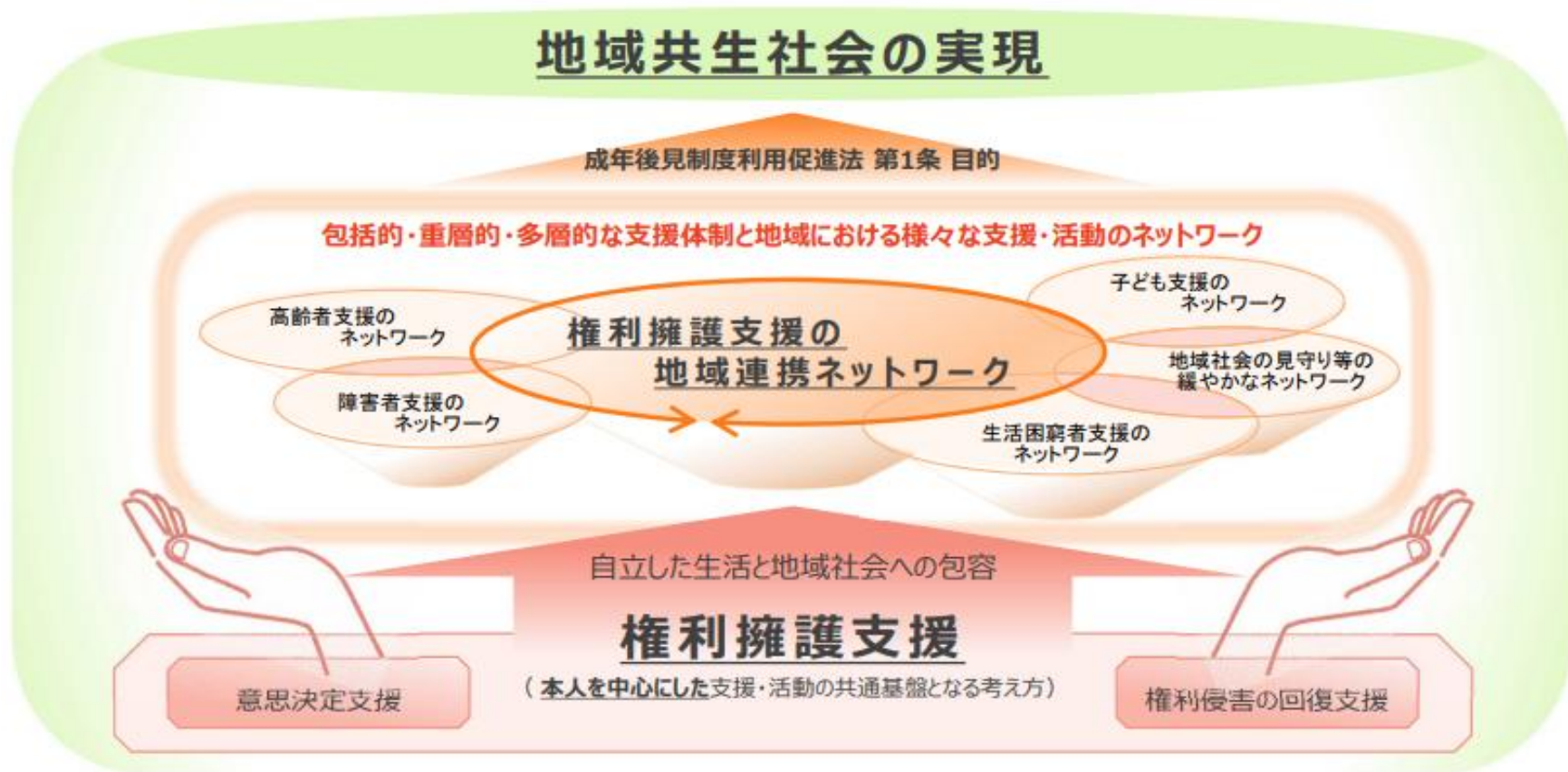
(目的)

第1条 大阪府内の成年後見制度利用促進における広域的な課題である担い手の確保・育成及び府内市町村の地域連携ネットワークづくりの推進等について研究や意見交換を行うため、大阪府成年後見制度利用促進研究会（以下「研究会」という。）を設置する。

## 2. 国の動向

### (1) 第二期成年後見制度利用促進基本計画

- 地域共生社会は、「制度・分野の枠や『支える側』と『支えられる側』という従来の関係を超えて、住み慣れた地域において、人と人、人と社会がつながり、すべての住民が、障害の有無にかかわらず尊厳のある本人らしい生活を継続することができるよう、社会全体で支え合いながら、ともに地域を創っていくこと」を目指すもの。
- 第二期基本計画では、地域共生社会の実現という目的に向け、本人を中心にした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置付けた上で、権利擁護支援の地域連携ネットワークの一層の充実などの成年後見制度利用促進の取組をさらに進める。



## 2. 国の動向

### 担い手の確保・育成の推進の必要性

#### 第二期基本計画における担い手の確保・育成等の基本方針（P50～51抜粋）

中核機関等の整備による権利擁護支援のニーズの顕在化や、認知症高齢者の増加等により、後見人等の担い手の確保・育成等の重要性は増している。併せて、判断能力が不十分な本人の意思、特性、生活状況等に合わせて適切な後見人等を選任・交代できるようにするためには、**各地域に、多様な主体が後見事務等の担い手として存在している必要がある。**

そのため、国、都道府県、市町村、地域の関係者等は、それぞれの役割に応じ、市民後見人、法人後見、専門職後見人等の担い手の確保・育成等を推進する。この際、成年後見制度の利用者が、**障害の有無にかかわらず尊厳のある本人らしい生活を継続し地域社会へ参加できるようにするという観点**も意識して取り組むことが重要である。

特に、専門家会議において、本人のニーズや課題に照らし、本人に身近な親族後見人や市民後見人がふさわしい場合はできるだけ親族後見人や市民後見人を選任し、専門職後見人はその専門性が必要な場面で本人にとって適切な時機に限定的に選任すべきという指摘が多数あった。このことを踏まえ、**全国どの地域においても、市民後見人や、市民後見人養成研修修了者等の地域住民が支援員となる法人後見による支援が受けられるよう**、担い手の確保・育成の推進に取り組む必要がある。

## 2. 国の動向

### (2) 都道府県の役割

第二期成年後見制度利用促進基本計画の策定について（**R4.3.25**国通知）より

#### III. 都道府県の役割

第二期計画（**p.26**）では、都道府県の役割について以下のとおり記載しているところです。

##### (イ) 都道府県

- ・ 都道府県は、市町村単位では解決が困難な広域的な課題に対する都道府県自らの取組、国との連携確保など、市町村では担えない地域連携ネットワークづくりの役割を主導的に果たす。具体的には、担い手の育成・活躍支援、広域的観点から段階的・計画的にネットワークづくりに取り組むための方針の策定といった重要な役割を果たす。
- ・ また、人口規模が小さく、社会資源等が乏しい小規模市町村を始めとした市町村に対する体制整備支援の機能を強化し、地域連携ネットワークづくりを促進する。

第二期計画において詳述されているように、都道府県は、市町村による「包括的」な支援体制では対応が困難な事案等に対して助言等の支援を行うことができる「多層的」な権利擁護支援のしくみとして、以下のような取組の推進が必要です。

- ・ 担い手の育成方針の策定や養成研修を実施すること。
- ・ 市町村長申立てに関する研修を実施すること。
- ・ 都道府県単位等での協議会を設置すること。
- ・ 意思決定支援研修を実施すること。



## 2. 国の動向

### 第二期計画の工程表とKPI①

		KPI※1 (令和6年度末の数値目標)	令和4年度	令和5年度	令和6年度※2	令和7年度	令和8年度	
優先して取り組む事項 ※3	<b>任意後見制度の利用促進</b> ・ 周知・広報  ・ 適切な運用の確保に関する取組	・ 全1,741市町村 ・ 全50法務局・ 地方法務局 ・ 全286公証役場  —	市町村、法務局・地方法務局、公証役場等におけるリーフレット・ポスターなどによる制度の周知			関係機関等による周知の継続		
			利用状況等を踏まえ、制度趣旨に沿った適切な運用の確保策の検討					
	<b>担い手の確保・育成等の推進</b> ・ 都道府県による担い手（市民後見人・法人後見実施団体）の育成の方針の策定 ・ 都道府県における担い手（市民後見人・法人後見実施団体）の養成研修の実施	・ 全47都道府県  ・ 全47都道府県	市民後見人養成研修カリキュラムが共通化し実施	都道府県による担い手（市民後見人・法人後見）の育成方針の策定			都道府県による担い手の継続的な確保・育成等	
			都道府県における担い手（市民後見人・法人後見）の養成研修の実施					
	<b>市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進</b> ・ 都道府県による市町村長申立てに関する研修の実施  ・ 成年後見制度利用支援事業の推進	・ 全47都道府県  ・ 全1,741市町村	都道府県による市町村長申立てに関する研修の実施			都道府県による研修の継続実施		
			市町村長申立ての実態等の把握、必要に応じた実務の改善					
<b>権利擁護支援の行政計画等の策定推進</b> ・ 市町村による計画策定、第二期計画に基づく必要な見直し	・ 全1,741市町村	全国で適切に実施する方策の検討	市町村による適切な実施のための必要な見直し等の検討 ※見直しを終えた市町村は、適時その内容に応じて実施			市町村による実施		
<b>都道府県の機能強化</b> ・ 都道府県による協議会設置	・ 全47都道府県	市町村による計画策定・必要な見直し			策定状況等のフォローアップ			
		都道府県による都道府県単位等での協議会の設置			都道府県による協議会の継続的な運営			

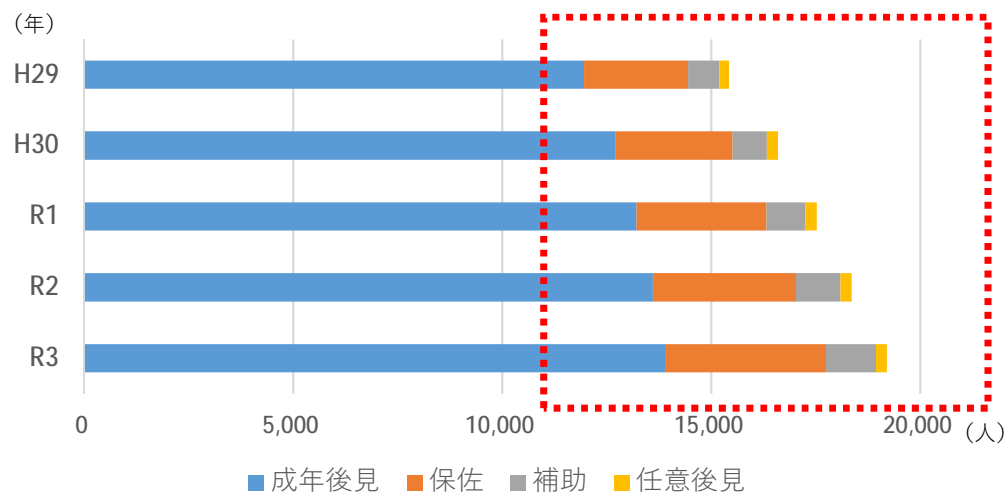
※1 KPIは、工程欄の色付き矢印に対応するもの。 ※2 専門家会議は、令和6年度に、各施策の進捗状況を踏まえ、個別の課題の整理・検討を行う。  
 ※3 優先して取り組む事項とは、全ての項目に対し、令和6年度までのKPIを設定して推進するもの。

### 3. 大阪府域の現状

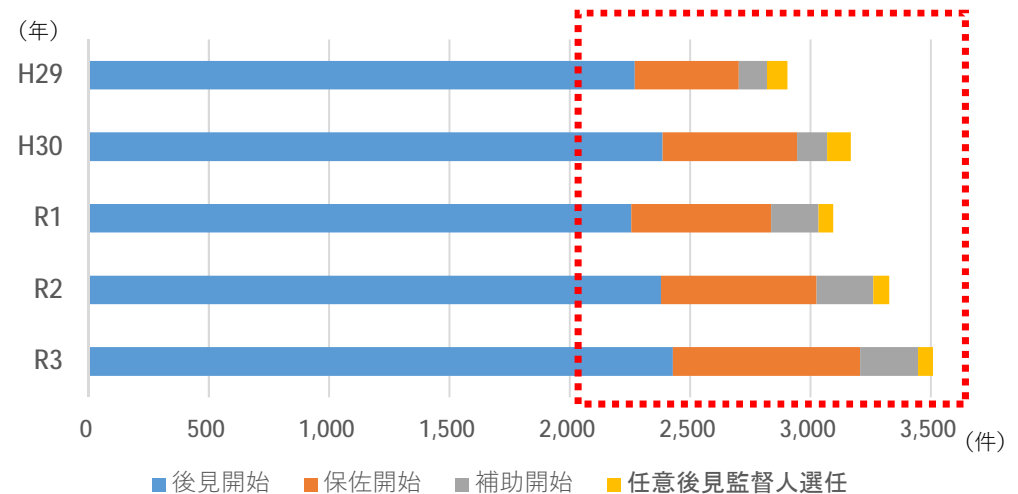
#### (1) 制度利用の状況（利用者数・申立件数の推移）

- 成年後見制度の利用者数・申立件数は年々増加している。
- 特に、保佐・補助類型の申立件数は、H29年の約2倍となっている。

成年後見制度の利用者数の推移



申立件数の推移



成年後見制度の利用者数 (人)

	合計	成年後見	保佐	補助	任意後見
H29	15,426	11,957	2,493	749	227
H30	16,601	12,717	2,791	825	268
R1	17,523	13,215	3,106	929	273
R2	18,357	13,602	3,425	1,064	266
R3	19,199	13,898	3,852	1,193	256

申立件数 (件)

	合計	後見開始	保佐開始	補助開始	任意後見監督人選任
H29	2,904	2,270	433	116	85
H30	3,168	2,386	558	126	98
R1	3,095	2,256	581	196	62
R2	3,327	2,379	647	235	66
R3	3,519	2,429	777	241	72

「成年後見関係事件の概況」大阪家庭裁判所提供資料より、大阪府地域福祉課で加工  
 (注) 利用者数は各年12月末日時点の人数である。

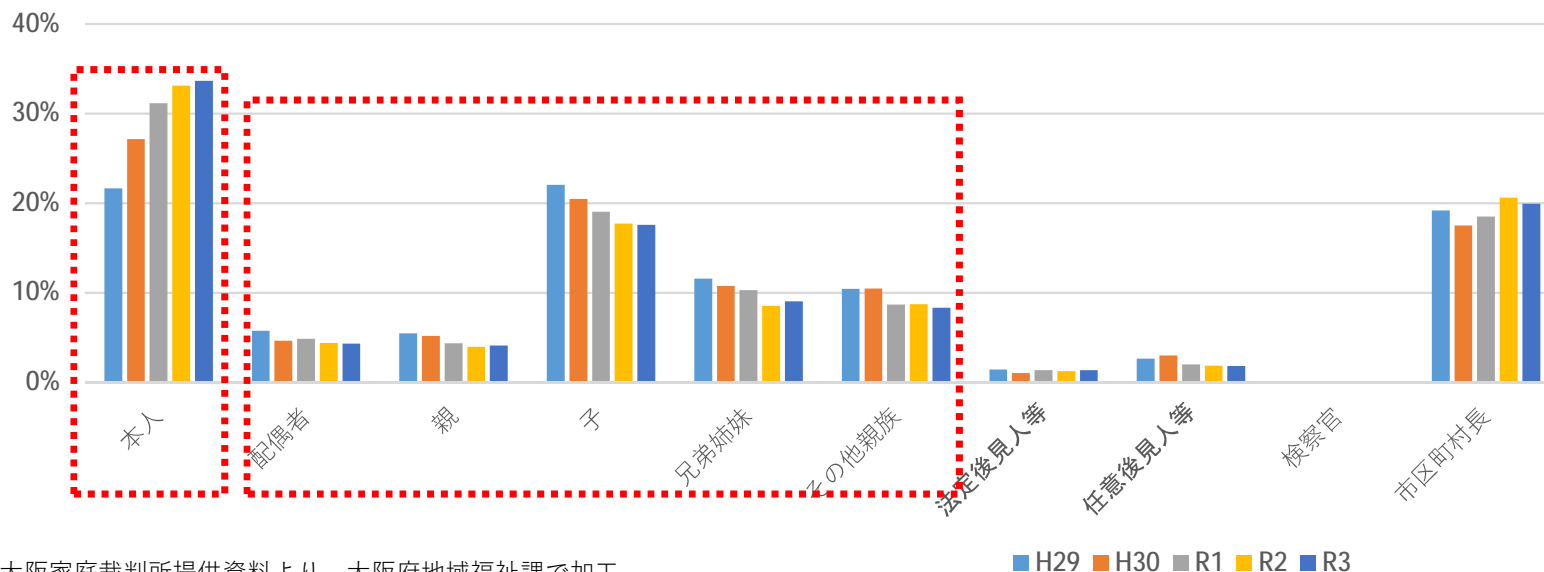


### 3. 大阪府域の現状

#### (1) 制度利用の状況（申立人と本人との関係別件数の推移）

○ 本人申立の割合が増加する一方、子・兄弟姉妹をはじめとした親族申立の割合が減っている。

申立人と本人との関係別件数（件）											
	合計	本人	配偶者	親	子	兄弟姉妹	その他親族	法定後見人等	任意後見人等	検察官	市区町村長
H29	2,832	613	162	154	624	327	295	40	74	0	543
H30	3,111	844	144	160	636	334	325	31	93	0	544
R1	3,170	987	153	137	603	325	274	42	63	0	586
R2	3,212	1,063	140	127	569	274	279	40	59	0	661
R3	3,477	1,170	150	142	611	313	289	46	63	0	693



「成年後見関係事件の概況」大阪家庭裁判所提供資料より、大阪府地域福祉課で加工

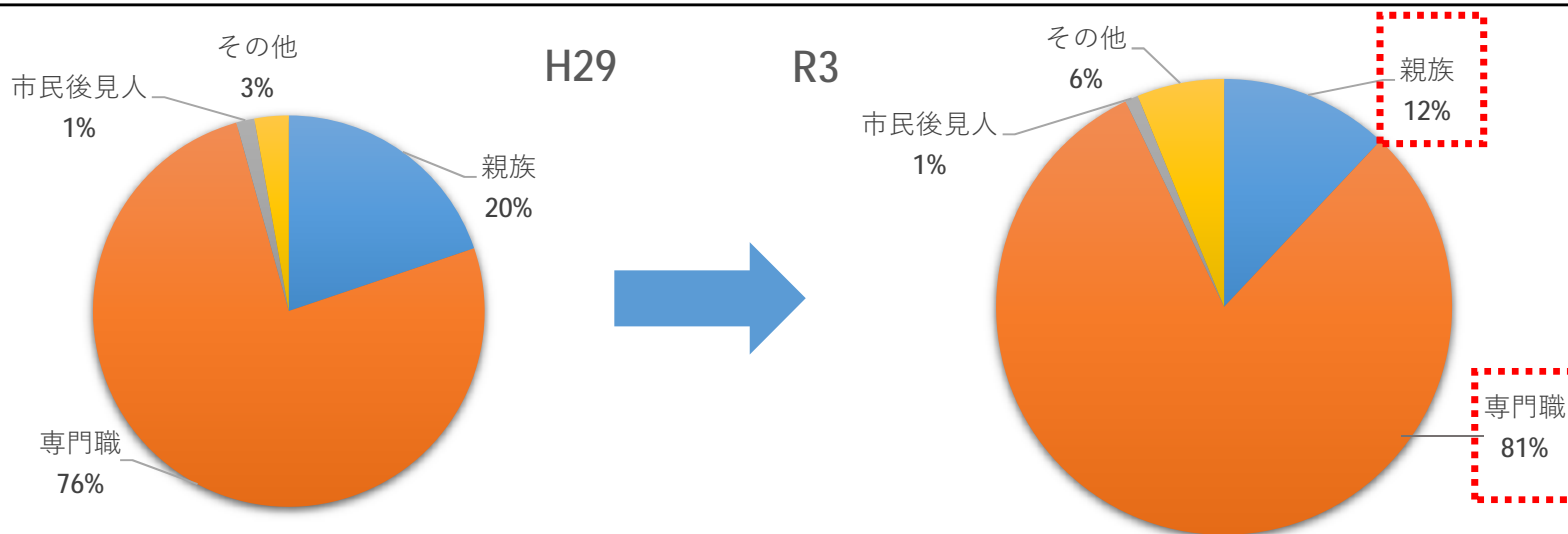
(注1) 後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件の終局事件を対象としている。

(注2) 1件の終局事件について複数の申立人がある場合に、複数の「関係別」に該当することがあるため、総数は、終局事件総数とは一致しない。

### 3. 大阪府域の現状

#### (1) 制度利用の状況（成年後見人等と本人との関係別件数の推移）

- 親族割合は、H29年の20%からR3年の12%と大きく減少している。
- 一方、専門職割合は、H29年の76%からR3年の81%と増加している。



成年後見人等と本人との関係別件数 (件)																
	合計	配偶者	親	子	兄弟姉妹	その他親族	弁護士	司法書士	社会福祉士	社会福祉協議会	税理士	行政書士	精神保健福祉士	市民後見人	その他法人	その他個人
H29	2,659	46	40	288	81	71	657	1,025	261	7	2	65	1	40	64	11
H30	2,938	50	38	263	79	69	647	1,313	277	14	3	55	0	47	77	6
R1	2,989	36	28	243	55	60	682	1,416	249	7	3	52	0	34	120	4
R2	3,061	29	25	221	48	63	741	1,478	207	9	3	55	2	33	141	6
R3	3,302	30	22	220	53	72	662	1,677	261	5	0	59	6	31	200	4

「成年後見関係事件の概況」大阪家庭裁判所提供資料より、大阪府地域福祉課で加工

(注1) 後見開始、保佐開始及び補助開始事件のうち認容で終局した事件を対象としている。

(注2) 1件の終局事件について複数の成年後見人等がある場合に、複数の「関係別」に該当することがあるため、総数は、認容で終局した事件総数とは一致しない。

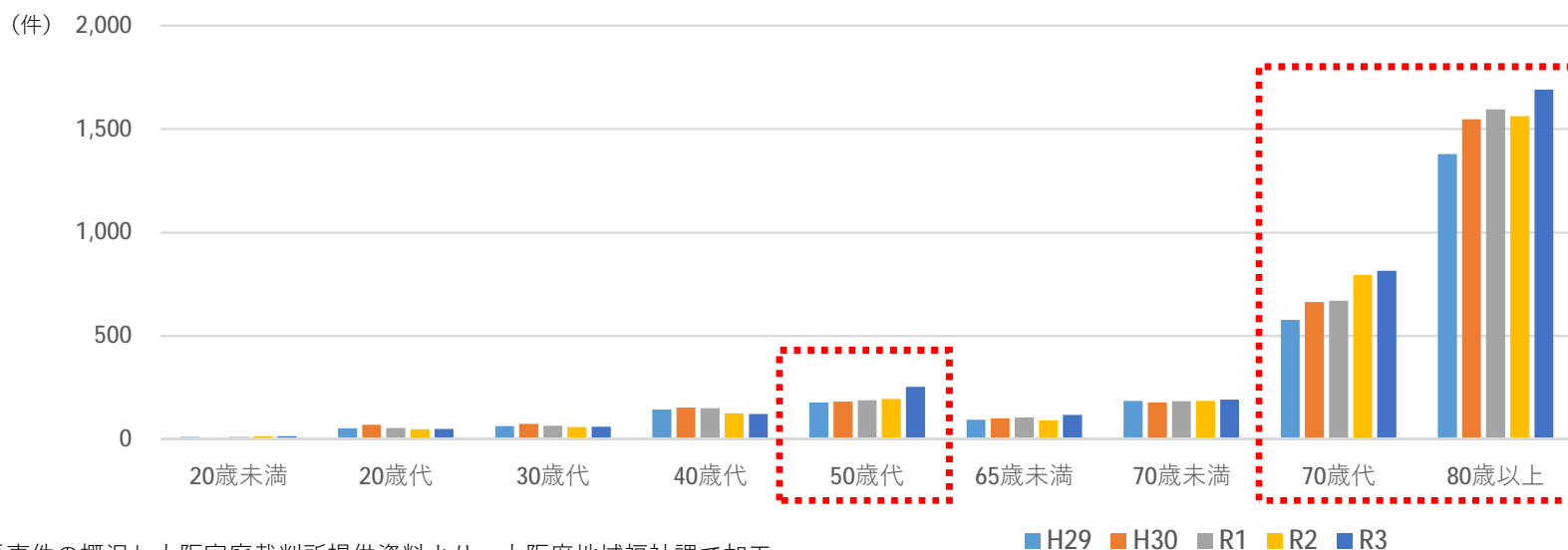
(注3) 弁護士、司法書士、税理士及び行政書士の数値は、各法人をそれぞれ含んでいる。

### 3. 大阪府域の現状

#### (1) 制度利用の状況（本人の年齢別件数の推移）

- 80歳以上の利用者が半数、70歳以上の利用者が約75%を占める。
- 50歳代・70歳代・80歳以上の年齢層で、利用者が増加している。

		本人の年齢別件数（件）								
	合計	20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	65歳未満	70歳未満	70歳代	80歳以上
H29	2,686	11	53	64	144	178	95	185	577	1,379
H30	2,978	9	70	74	153	183	100	178	664	1,547
R1	3,023	11	55	65	150	188	106	184	670	1,594
R2	3,075	15	49	59	125	194	91	185	795	1,562
R3	3,313	14	50	61	122	253	118	191	814	1,690



「成年後見関係事件の概況」大阪家庭裁判所提供資料より、大阪府地域福祉課で加工

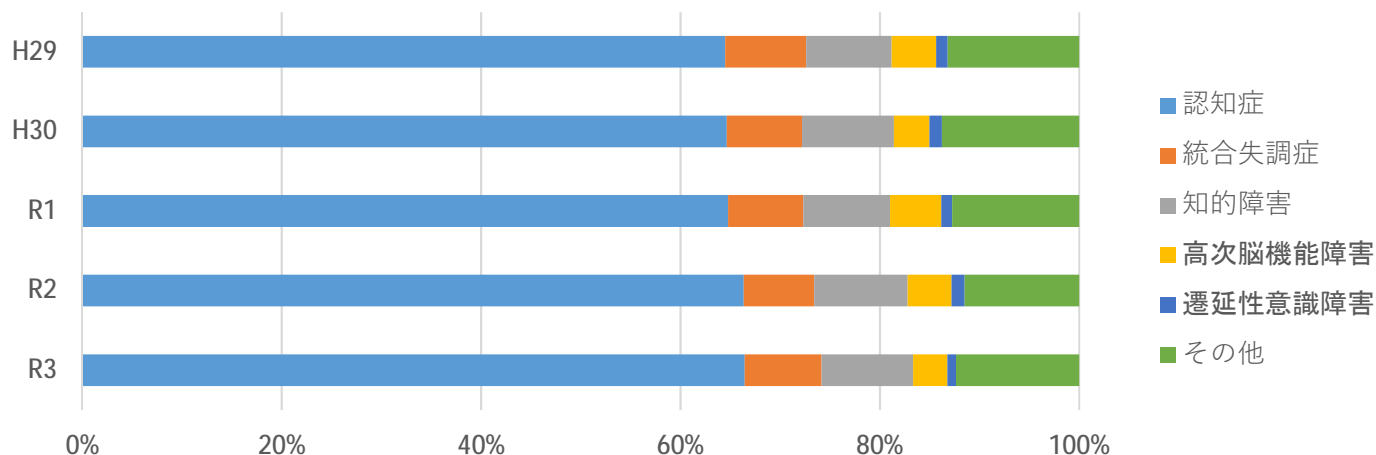
(注) 後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件のうち認容で終局した事件を対象としている。

### 3. 大阪府域の現状

#### (1) 制度利用の状況（開始原因別件数の推移）

- 認知症が約65%を占める。
- 件数は年々増加しているが、開始原因割合はほとんど変わっていない。

	開始原因別件数（件）						
	合計	認知症	統合失調症	知的障害	高次脳機能障害	遷延性意識障害	その他
H29	2,686	1,732	219	230	120	31	354
H30	2,978	1,925	225	275	106	37	410
R1	3,023	1,958	229	263	155	33	385
R2	3,075	2,041	217	288	135	41	353
R3	3,313	2,202	255	304	114	29	409



「成年後見関係事件の概況」大阪家庭裁判所提供資料より、大阪府地域福祉課で加工

(注1) 後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件のうち認容で終局した事件を対象としている。

(注2) 各開始原因は、各事件において提出された診断書等の記載に基づいて分類している。

(注3) 開始原因「その他」には、発達障害、うつ病、双極性障害、アルコール依存症・てんかんによる障害等が含まれる。

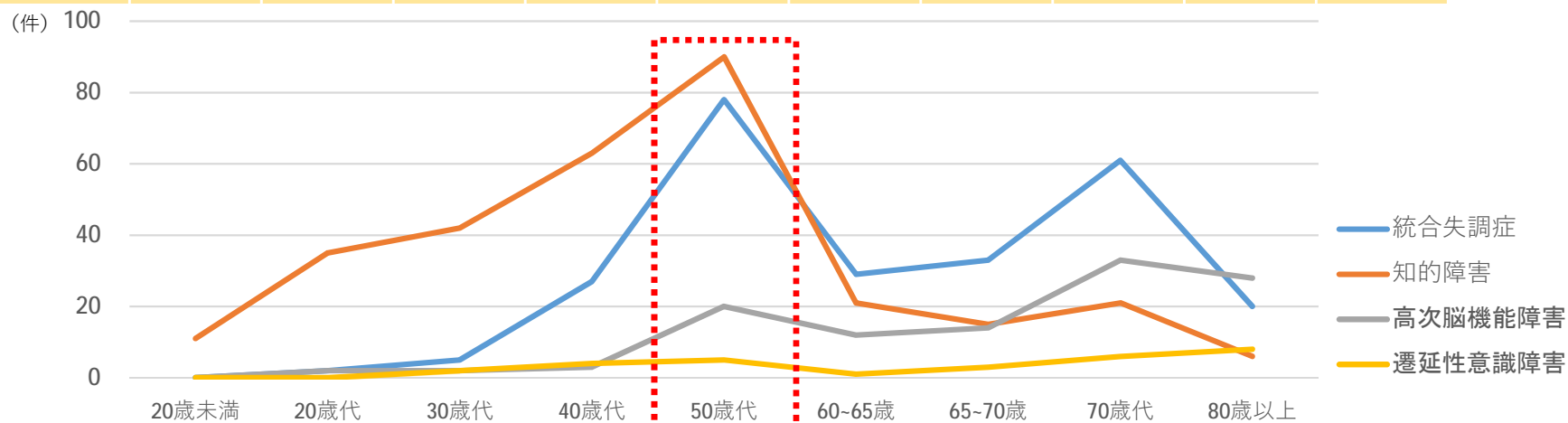
(注4) 1件の終局事件について主な申立ての動機が複数ある場合があるため、総数は、終局事件総数とは一致しない。

### 3. 大阪府域の現状

#### (1) 制度利用の状況（R3年齢別・開始原因別件数表）

○ 統合失調症・知的障がいでは、50歳代での利用開始が多い。

R3年齢別・開始原因別の件数（件）										
	20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60~65歳	65~70歳	70歳代	80歳以上	合計
認知症	0	0	2	0	9	26	81	567	1,517	2,202
統合失調症	0	2	5	27	78	29	33	61	20	255
知的障害	11	35	42	63	90	21	15	21	6	304
高次脳機能障害	0	2	2	3	20	12	14	33	28	114
遷延性意識障害	0	0	2	4	5	1	3	6	8	29
その他	2	12	8	25	51	29	45	125	112	409
合計	13	51	61	122	253	118	191	813	1,691	3,313



「成年後見関係事件の概況」大阪家庭裁判所提供資料より、大阪府地域福祉課で加工

(注1) 後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件のうち認容で終局した事件を対象としている。

(注2) 各開始原因は、各事件において提出された診断書等の記載に基づいて分類している。

(注3) 開始原因「その他」には、発達障害、うつ病、双極性障害、アルコール依存症・てんかんによる障害等が含まれる。

## 3. 大阪府域の現状

### (1) 制度利用の状況（まとめ）


制度の利用者数・申立件数が増加する中、親族申立及び親族後見人の割合は減少している。

 **親族に頼ることが難しくなっていると思われる。**

制度の利用者数・申立件数が増加し、本人申立の割合も増加している。

 **中核機関や地域包括支援センター等の周知・広報により、制度の認知は一定進んでいると思われる。**

制度利用者のうち70歳以上が約75%、開始原因として認知症が約65%を占めるが、統合失調症・知的障がいでは、50歳代での利用開始が多い。

 **認知症高齢者と、精神・知的障がい者では、制度利用の想定年齢が大きく異なるためそれぞれに応じた担い手の検討が必要**



### 3. 大阪府域の現状

#### (2) 大阪府の体制整備状況

○ 10市（23.3%）が中核機関整備済だが、大阪府は他府県と比べ整備が遅れている。

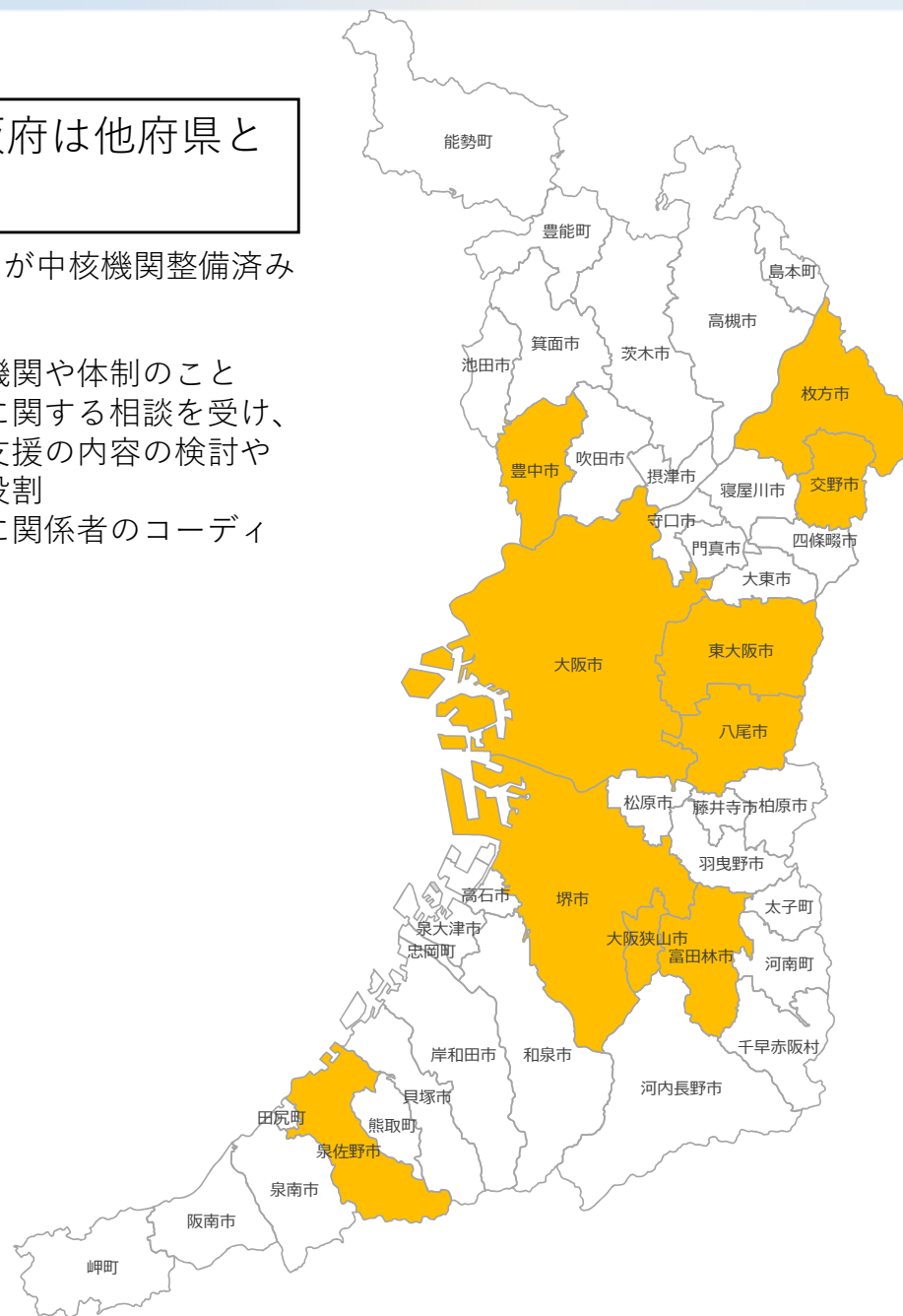
（参考）R3.10.1時点で、全国で552自治体（31.7%）が中核機関整備済み

< 中核機関とは >

地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関や体制のこと

- 本人や関係者等からの権利擁護支援や成年後見制度に関する相談を受け、必要に応じて専門的助言等を確保しつつ、権利擁護支援の内容の検討や支援を適切に実施するためのコーディネートをを行う役割
- 専門職団体・関係機関の協力・連携強化を図るために関係者のコーディネートをを行う役割

整備年月日		市町村名
H30年度	H30.4.1	大阪市
R1年度	H31.4.1	豊中市
R2年度	R2.4.1	堺市
	R3.1.15	東大阪市
R3年度	R3.4.1	八尾市
	R3.7.1	枚方市
	R4.2.1	交野市
R4年度	R4.4.1	泉佐野市
	R4.4.1	大阪狭山市
	R4.7.1	富田林市



### 3. 大阪府域の現状

#### (3) 制度利用ニーズ（現在）

		大阪府
ニーズ参考値	総人口 ※1	8,822,451
	(再掲) 65歳以上人口 (高齢化率) ※1	2,404,681 (27.3%)
最大母数 729,640	要介護・要支援認定者数 ※1	534,056
	療育手帳所持者数 ※1	90,878
	精神障害者保健福祉手帳所持者数 ※1	104,706
有効母数 277,044	認知症高齢者数 (日常生活自立度Ⅱ以上) ※1	234,768
	療育手帳 (A判定) 所持者数 ※1	33,742
	精神障害者保健福祉手帳1級所持者数 ※1	8,534
一部利用 想定数	日常生活自立支援事業利用者数 (政令市除く) ※2	2,919
	日常生活自立支援事業待機者数 (政令市除く) ※2	288
	日常生活自立支援事業から成年後見制度の移行が必要と思われる利用者数 (政令市除く) ※2	193
	特殊詐欺件数 (R3年) ※3	1,538

※1 令和3年度成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査 (厚生労働省成年後見制度利用促進室) より、大阪府地域福祉課で加工 (一部修正) R3.10.1時点についての照会だが、市町村により時点が異なる場合がある。

※2 日常生活自立支援事業における実施状況調査 (大阪府地域福祉課においてR4年度調査実施) (R3年度末時点)

※3 大阪府下の特殊詐欺認知件数と被害金額 (大阪府警察) このうち92%が65歳以上の高齢者

## 3. 大阪府域の現状

### (3) 制度利用ニーズ（将来推計）

○ 認知症高齢者・障がい者手帳等所持者は、今後も増加すると推計される。

#### 【認知症高齢者の将来推計（表、大阪府）】

	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年
認知症有病者数	32.2万人	39.9万人	46.6万人	51.9万人	54.7万人	53.3万人
認知症有病率	13.9%	16.3%	19.2%	21.3%	21.7%	20.1%

※ 上記速報値に国立社会保障人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30年）年3月推計」による大阪府の男女別・年齢階級別人口の将来推計をかけて算出

出典：大阪府認知症施策推進計画2021（大阪府介護支援課）

【表1】障がい者手帳所持者数等の将来推計（修正後）

（単位：人）

	身体障がい者手帳 所持者数	療育手帳所持者数	精神障がい者保健 福祉手帳所持者数	自立支援医療 （精神通院） 受給者数
2025(令和7)年	366,431	107,463	135,219	229,533
2030(令和12)年	352,901	126,507	175,219	277,135
2035(令和17)年	337,576	153,454	237,482	346,170

出典：第5次大阪府障がい者計画（大阪府障がい福祉企画課）

### 3. 大阪府域の現状

#### (4) 担い手の状況（専門職後見人）

- 大阪弁護士会、成年後見センター・リーガルサポート大阪支部、大阪社会福祉士会においては、後見人候補者名簿登録者のほぼ全てが活動状態にある。
- 無報酬の事件も多く、独自の助成制度を設ける団体もある。

#### 成年後見制度担い手状況調査（専門職団体）

基準日：令和4年3月31日または4月1日（会により基準日が異なる）

（参考）

	後見人候補者名簿登録者数	活動者数	無報酬の事件(※1)件数（R3年度）	会員への助成の有無	R3成年後見人等と本人との関係別件数(※4)
大阪弁護士会	892	840	92	有	4,322
（公社）成年後見センター・リーガルサポート大阪支部	768	768	173(※2)	無(※3)	6,623
（公社）大阪社会福祉士会	582	554	13	有	2,017
近畿税理士会	300	18	0	有	17
（一社）コスモス成年後見サポートセンター大阪府支部	100	31	0	無	295

成年後見制度担い手状況調査（大阪府地域福祉課においてR4年度調査実施）

（※1）「無報酬の事件」とは、ご本人が報酬を支弁できない、市町村の報酬助成を受けられない等により、後見人等が無報酬で後見活動を行う事件を指す

（※2）R4.7.28現在稼働中の事件における、財産僅少につき報酬が受けられていない件数

（※3）リーガルサポート本部が主体となる「公益信託・成年後見助成基金」の要件に合致する場合、その助成を受けることが可能

（※4）「成年後見関係事件の概況」大阪家庭裁判所提供資料より、大阪府地域福祉課で加工

複数の成年後見人等がある場合に、複数の「関係別」に該当することがあるため、利用者数とは一致しない。法人が受任する事件は含まない。

### 3. 大阪府域の現状

#### (4) 担い手の状況（市民後見人）

- 第二期基本計画では、地域共生社会の実現という観点も重視し、市民後見人の育成・活躍支援を推進する。
- 大阪府では府内同一理念、基準、手法によるオール大阪体制により、市民後見人の養成及びその活動を支える取り組みを行っている。

#### 大阪府における市民後見人

家庭裁判所から成年後見人等として選任された一般市民のことであり、専門組織による養成と活動支援を受けながら、**市民としての特性を活かした後見活動**を地域における**第三者後見人の立場**で展開する権利擁護の担い手のこと。

【出典】元大阪市立大学大学院教授 岩間伸之著「『市民後見人』とはなにかー権利擁護と地域福祉の新たな担い手」  
（『社会福祉研究』第113号、鉄道弘済会、2012年）

市民後見人が受任するにふさわしいケース

#### 【必須要件】

- ① 急迫した虐待や権利侵害、親族間の係争がない。
- ② 現在の居所（近い将来転居が決まっている場合はその予定地）が大阪府内市民後見人養成活動事業実施市町村である。
- ③ 本人に自虐や他害の行為がない。
- ④ 預貯金が1,200万円未満である。
- ⑤ 何らかの形でコミュニケーションを図ることができる。



#### 【受任上の問題の有無】 (検討要件)

- ⑥ 不動産の処分、相続、遺産分割や債務整理などの対応を要するか。
- ⑦ 後見事務費（交通費・通信費・事務費等）を月々の収支から支弁できるか。（月3,000円めやす）

### 3. 大阪府域の現状

#### (4) 担い手の状況（市民後見人）

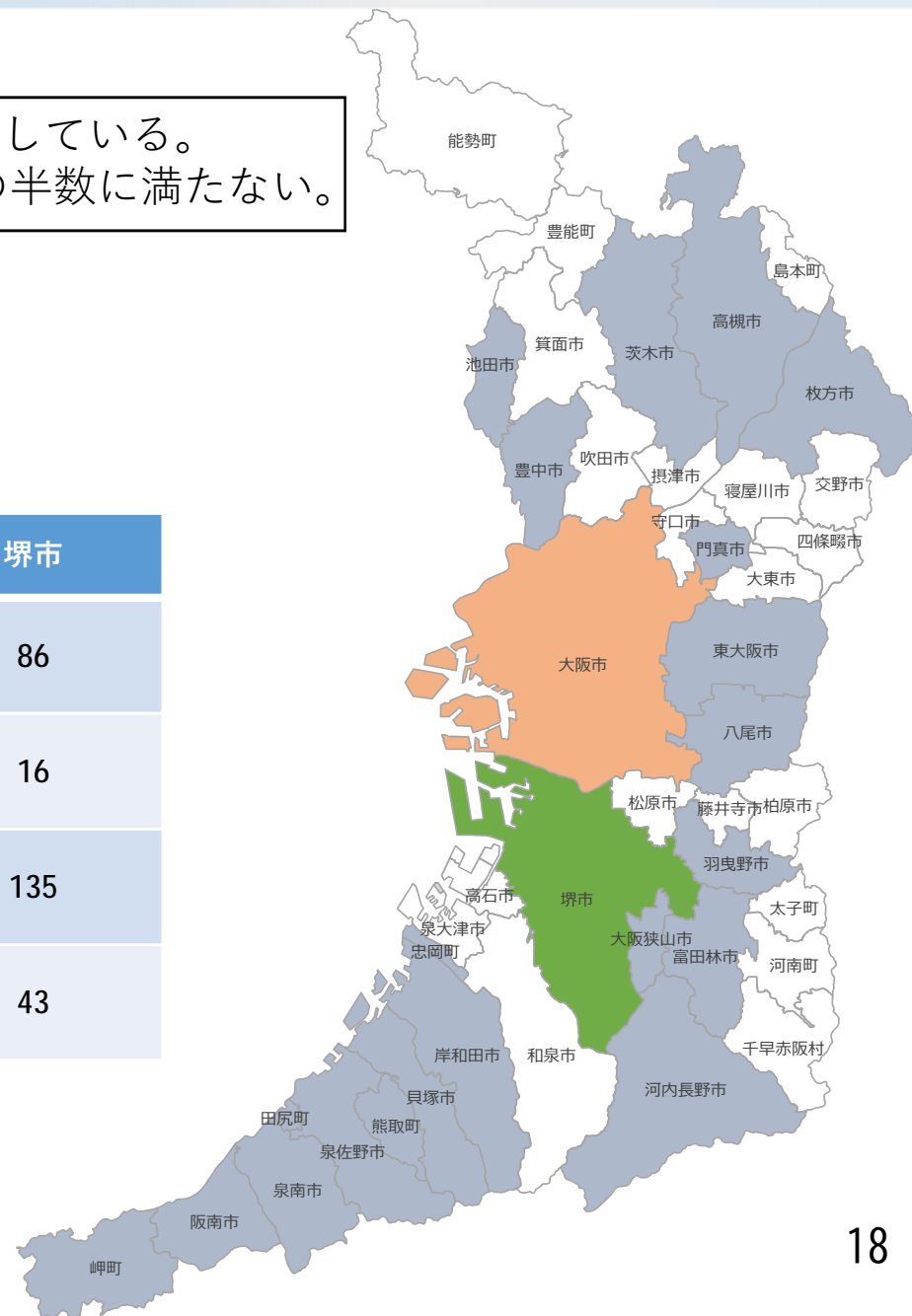
- 23市町（53.5%）が市民後見人の養成研修を実施している。
- 市民後見人としての活動者数は、バンク登録者の半数に満たない。

（参考）R3年度は、全国で375自治体（21.5%）が養成研修を実施  
 ※令和3年度成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査  
 （厚生労働省成年後見制度利用促進室）

市民後見人の養成状況（R4.4.1時点）

	大阪府域	大阪市	堺市
市民後見人バンク登録者数	238	272	86
現活動数	40	109	16
市民後見人バンク登録者数（累計）	412	550	135
受任件数（累計）	101	261 （受任人数296）	43

- ※ 大阪市は、大阪市社会福祉協議会へ事業委託（H18事業開始、H19～）、堺市は、堺市社会福祉協議会へ事業委託（H25～）、その他大阪府域は、大阪府社会福祉協議会へ事業委託（H23～）し、養成支援事業を行っている。
- ※ 各市の報告資料を大阪府地域福祉課で加工





### 3. 大阪府域の現状

#### (4) 担い手の状況（市民後見人）

- 市民後見人養成を行っていない理由は、市町村の体制整備に関するものが多い。
- 大阪府による周知広報、他市好事例の共有等が求められている。

市民後見人の養成・活躍支援への考え方調査（大阪府地域福祉課においてR4年度調査実施）

※大阪府内の市民後見人養成事業**未実施市町村**（20自治体）を対象に調査実施（R4.6月）

##### I. 市民後見人の養成を実施する予定

R5年度から実施予定	1自治体	未定	19自治体
------------	------	----	-------

##### II. 市民後見人の養成を行っていない理由（複数選択可）

担当課の人員不足	6自治体	庁内連携など機構の見直しが必要	4自治体
担当課の予算不足	2自治体	担当課がない	2自治体
大阪府の市民後見人のあり方への疑念がある	1自治体		
市民後見人の必要性を感じない	5自治体		
検討したことがない	2自治体		
その他	4自治体		



**体制整備に関するもの  
10自治体**

- ・担い手不足ではない
- ・成年後見制度の利用者がいない、相談がない
- ・障がい分野における担い手の確保が難しい

- ・市民後見人に関する情報がない
- ・他の業務で多忙のため

- ・市民後見人の有効性やあり方について検討中
- ・市の方向性が決まっていない
- ・費用対効果が不明

##### III. 大阪府、大阪府社会福祉協議会に期待する支援

- ・周知広報（市民後見人の取組は府民に浸透していないため、大阪府による周知が必要）
- ・他市の事例共有（地域において市民後見人が権利擁護の担い手として活躍している事例、市のサポート体制等）
- ・事務手続きの明確化（担当課の手続き、具体的な支援の進め方、説明会の実施）
- ・あり方の検討（報酬付与も可能とする仕組みづくり）

### 3. 大阪府域の現状

#### (4) 担い手の状況（市民後見人）

○ 市民後見人の受任案件は市町村長申立によるものが多いが、各調査に時間がかかる、職員のノウハウの不足等、課題も多い。

大阪府市町村長申立に係る実態調査について（追加調査）（大阪府地域福祉課においてR3年度調査実施）  
※大阪府内市町村の申立担当課を対象に実施、**43市町村71部局**から回答を得た（**R4.2月**）

I. **R3年度**における申立1件あたりの所要期間（初回相談日から）（※担当者による目安）

<b>30日以内</b>	<b>3</b>	<b>121～180日</b>	<b>20</b>
<b>31～90日</b>	<b>27</b>	<b>181～365日</b>	<b>5</b>
<b>91～120日</b>	<b>11</b>	実績なし、未回答	<b>5</b>

II. 申立事務の中で、外部委託している項目とその委託先

親族調査	<b>13（11自治体）</b>	➔ 大阪府行政書士会への委託により実施
------	------------------	---------------------

III. 市町村長申し立てに関する、各市町村の課題

- ・ 親族調査、戸籍調査に時間、人員が必要
- ・ 市町村長申立の必要性の判断が難しい（基準がない）
- ・ 本人が希望されていない場合のフォロー
- ・ 職員の知識・ノウハウの不足、人手不足

IV. 市町村長申し立てに関して、大阪府に望む支援

- ・ 研修実施（書類作成、申立の手順、ケース検討）
- ・ 市町村間の意見交換、情報共有
- ・ 本人親族申立についての支援
- ・ 事務の簡素化
- ・ 報酬助成に対する財源確保
- ・ 市町村長申立の必要性等の相談窓口

### 3. 大阪府域の現状

#### (4) 担い手の状況（法人後見人）

- 法人後見を実施している法人の有無を把握していない市町村が、**19自治体（44.2%）**ある。
- 成年後見制度法人後見支援事業の実施状況は、**20%以下**となっている。

令和3年度成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査（厚生労働省）より

##### I. 市町村が把握している、市町村圏域内の法人後見の実施状況

法人後見を実施している法人（又は事業所）がある	近隣の市町村に存在する法人（又は事業所）で法人後見を実施しており、利用できる	市町村圏域及び近隣において、法人後見を実施している法人（又は事業所）はない	不明
12自治体	4自治体	8自治体	19自治体



法人後見を実施している法人の数
15法人

- 実施法人の内訳
- ・ 市町村社会福祉協議会 8 法人
  - ・ 社会福祉協議会以外の社会福祉法人 2 法人
  - ・ NPO法人 3 法人
  - ・ 一般社団法人 1 法人
  - ・ 弁護士法人・司法書士法人 1 法人

##### II. 成年後見制度法人後見支援事業（地域生活支援事業）の実施状況

R2年度実施	5自治体（11.6%）	R2年度実施内容
R3年度実施予定	7自治体（16.3%）	・ 法人後見実施のための研修 等

### 3. 大阪府域の現状

#### (5) 大阪府の現在の取組状況

##### I. 市民後見人

市民後見人の養成市町に対し、養成費用の**3/4**を補助

##### II. 法人後見人

大阪府法人後見支援事業（大阪府社会福祉協議会へ業務委託）

（概要）社会福祉法人が「地域における公益的な取組」として法人後見を行う事を支援

（内容）**R3**年度より事業開始

大阪府法人後見人バンクへの登録を希望する社会福祉法人の職員に対し、  
専門職員養成研修を実施。

主に市長申立案件のうち、法人後見にふさわしい事案について受任調整を行う。  
受任後は、専門職による専門相談により社会福祉法人を支援する。

（修了状況）

	修了者数	法人数	（内 新規法人数）
R3第Ⅰ期	36名	26法人	—
R3第Ⅱ期	37名	30法人	23法人
R4第Ⅰ期	28名	23法人	16法人
計	101名	69法人	

（大阪府法人後見人バンク登録状況）

6法人（**R4.8**月末現在）

（受任状況）

0件

## 3. 大阪府域の現状

### (6) 課題

#### ○専門職後見人

団体によっては、後見人候補者名簿登録者のほぼ全てが活動状態にあり、今後、担い手が不足する可能性もある

#### ○市民後見人

- ・養成実施市町村の増え止まり（**H30**から**23**市町で留まっている）
- ・バンク登録者の活躍の場が少ない

#### ○法人後見人

- ・市町村の法人後見実施団体の養成意識が見られない
- ・法人後見実施団体に関するデータがなく、行政として把握できていない

## 4. 意見交換

### (1) 当事者団体より

○公益社団法人 認知症の人と家族の会 大阪府支部

○社会福祉法人 大阪手をつなぐ育成会



## 4. 意見交換

### (2) 意見交換

○担い手育成のために府が求められる取組

#### 市民後見人

--

#### 法人後見人

--

#### その他

--

#### 大阪府の現在の取組状況

- ・市町村に対し  
養成費用を補助 (3/4)
  - ・会議等での周知啓発
  - ・関係会議への出席による  
情報収集
- 
- ・大阪府法人後見支援事業の  
実施  
(社会福祉法人による  
「地域における公益的な  
取組」としての法人後見)

# 今後の予定

## 令和4年度

令和4年9月 第1回大阪府成年後見制度利用促進研究会  
・大阪府に求められる取組

令和5年2月頃 第2回大阪府成年後見制度利用促進研究会  
・圏域ごとの担い手の育成方針

## 令和5年度

未定 第1回大阪府成年後見制度利用促進研究会  
・圏域ごとの担い手の育成方針

以降、随時開催